

医療法第7条第3項の許可を要しない診療所について

診療所における病床設置については、平成19年1月1日以降、医療法第7条第3項で、原則、病床の設置に係る許可を得ることとされており、また許可を要しないで病床設置できる場合についても定められています。

神奈川県では「医療法第7条第3項の許可を要しない診療所に関する取扱要領」（以下、「県要領」という。）において、許可ではなく届出により設置が可能となる場合に必要な手続きを定めており、地域医療構想調整会議の議論を経たうえで該当の是非について決定することとされています。

1 県要領における対象診療所

次のいずれかに該当し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所

- (1) 地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所
- (2) 分娩を取り扱う診療所^注

注：医療法施行規則第1条の14第7項第2号では、「へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として認めるもの」が対象。

2 協議の流れ

